

様式2

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

No. 15

所管課かい名 スポーツ振興課

許認可等の内容		清水駅東口クライミング場の利用の許可
根拠法令等及び条項		静岡市清水駅東口クライミング場条例第4条第1項
行政庁		静岡市長
法令の定め	静岡市清水駅東口クライミング場条例（平成15年静岡市条例第130号） （利用の許可） 第4条 クライミング場を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。 （利用の不許可） 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、クライミング場の利用を許可しないことができる。 （1）公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 （2）クライミング場の管理上支障があると認めるとき。 （3）前2号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。	
審査基準	基準 （未設定の場合はその理由）	別紙のとおり
	設定年月日	平成15年4月1日設定（令和7年4月1日最終設定）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数10日（休日を含む。）
	設定年月日	平成15年4月1日設定（ 年 月 日最終設定）

(別紙)

利用を許可しない場合を例示すると次のとおり。

- ①青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用をしようとするとき。
- ②指定暴力団等、その団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行う恐れがある団体、又はその団体の構成員が集团的に又は常習的に反社会的な行動をとることを助長する恐れがある団体が利用をしようとするとき。
- ③定員を超える利用のとき。
- ④当該利用により建物や附帯設備等をき損又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- ⑤火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる利用をする場合であって、これに対する対策が十分ではなく、他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。
- ⑥当該利用に伴い多数の人数が集まることにより、交通渋滞その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認められるとき。
- ⑦過去において施設管理上の指示に従わなかったなど施設管理上の指示に従わないおそれがあると認められるとき。
- ⑧宗教上の式典その他これらに類する行事として施設を利用しようとするとき。
- ⑨主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類することを目的として利用しようとするとき。
- ⑩申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。
- ⑪故意に使用料を納付しないおそれがあると認められるとき。
- ⑫個人的営利を目的とした活動（レッスンや教室）と認められるとき。
- ⑬利用者間のトラブルなど、他の利用者に迷惑が及ぶと認められるとき。
- ⑭施設を故意に破壊し、又は破壊するおそれがあると認められるとき。
- ⑮施設や備品等の損壊や不具合など、施設管理上の必要があるとき。
- ⑯選挙や大規模イベント（プロサッカー、マラソン大会等）の開催等、施設運営上の必要があるとき。
- ⑰その他上記基準に準ずると認められるとき。